

長崎県島原病院照明設備LED化整備事業に係る公募型プロポーザル募集要領

令和7年9月5日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1. 事業名

長崎県島原病院照明設備LED化整備事業

2. 履行場所

長崎県島原病院 長崎県島原市下川尻町7895

3. 基準対象台数

照明器具：4,226台

※現地調査、確認業務の際に判明した総数が増減した場合は、その数量で契約する。

また、提案内容によっては対象台数の増減も可とする。

4. 器具種別及び対象箇所

受付後の配布資料、別紙1「既設照明器具設置リスト」の通り

5. 契約方式

賃貸借契約 8年(96ヵ月)リース

※賃貸借期間終了後、長崎県島原病院(以下「当院」という。)に無償譲渡されるものとする。

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

6. 履行期間

ア 準備期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日(土)まで。

イ 賃貸借期間(予定)

令和8年3月1日から令和16年2月28日

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為

7. 契約上限金額

1億4000万円(消費税及び地方消費税額を含む。)

8. 業務の目的

「蛍光灯等照明器具の生産終了」及び「高騰する電気料金」並びに「温室効果ガスによる温暖化」への対応のため、リース方式により当院照明設備をLEDに更新する作業を実施します。

実施にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした施工等に関する提案を受け、当院にとって最も優れていると考えられる事業提案を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

9. 業務の内容

業務の内容は、以下の通りとし、業務の詳細は「長崎県島原病院照明設備LED化整備事業仕様書」(以下、「仕様書」という。)に定めるところによる。

- ①器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- ②器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事
- ③既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
- ④事業達成のために必要な現地調査・確認等
- ⑤製品保証期間内の保守業務(動産総合保険は賃貸借期間)

10. 業務の実施方法

「長崎県島原病院照明設備LED化整備事業仕様書」に定めるところによる。

11. 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

プロポーザルに参加しようとする場合は、参加申込書、参加資格要件が確認できる資格審査書類及び提案書をそれぞれの期日までに提出すること。

なお、参加資格要件がないことが判明した場合、それ以降の手続きには参加できない。

12. 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、リース役割を担う事業者(以下「リース事業者」という。)単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体(以下「グループ」という。)とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。

なお、グループの場合であっても、当院との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

(1)構成員の役割ごとの分担業務

ア リース役割 照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続

イ 調査設計役割 調査・設計業務

ウ 施工役割 照明器具の更新作業に係る全ての業務

エ その他の役割 上記アからウ以外の本事業に必要とされる業務

(2)補足事項

ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。

イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。

ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。

エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

オ 参加表明書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、当院が認めたときはこの限りではない。

13. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 200床以上を有する病院において、元請として3,500点以上のLED照明導入の履行完了した実績があること。なお、LED照明導入については、工事委託、リースのいずれも含むものとし、新築・増築施設における新規のLED設置は実績に含まないものとする。
※実績については完成引き渡し完了しているものを指す。
- (3) 照明の交換作業に必要な電気工事関係資格(第一種電気工事士または認定電気工事従事者)を有すること。
- (4) リース役割を担う事業者は、事業所を九州内(沖縄県を除く。)に有し、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格を取得し、業種分類で「リース・レンタル」に登録があること。
- (5) 施工役割を担う事業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく電気工事業の建設業許可を有している者であること。

14. 参加手続き

(1) 担当部局

(住所)〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

(名称)長崎県島原病院 財務係

(電話)0957-63-1145(代表) (FAX)0957-63-4864

(2) 募集要領の配付

上記(1)の場所で令和7年9月5日(金)から令和7年9月17日(水)まで(土日・祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、募集要領については、長崎県病院企業団本部又は長崎県島原病院のホームページからのダウンロードも可能であるが、仕様書については本プロポーザルへの参加申込をしたもののみに配布するものとする。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>
長崎県島原病院ホームページ <http://www.shimabarabyoin.jp/>

15. 参加申込み

(1) 参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書(様式1)を提出すること。

参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

なお、参加申込書提出時に、当該業務の仕様書(別紙1を含む)を配布するものとする。

(2) 提出期限

令和7年9月17日(水)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3) 提出場所

上記14(1)の担当部局とする。

(4) 参加辞退

参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。なお、辞退することによって、今後の長崎県病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

16. 見学

(1) 見学日時 令和7年9月5日(金)～令和7年9月24日(水)まで随時実施

(2) 事前予約 業務内容の説明及び施設見学は随時受け付けるので、参加申込期間中に予約すること。(休日を除く各日の午前10時から午後4時までの受付とする。)なお、見学は1参加者当たり5名までとし、業務に支障とならないよう配慮すること。また、感染防止対策のためマスクを必ず着用すること。

予約問合せ先:島原病院財務係(電話)0957-63-1145(代表)

17. 質疑回答

(1) 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書(様式2)を提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ただし、様式の記載方法や手続きの確認など軽微なものは口頭により回答する場合がある。

(2) 質問書提出期限

令和7年10月1日(水)午後5時

持参、郵送(期限内必着のこと。)、又はFAXで行うこと。

(3) 提出場所

上記14(1)の担当部局とする。

(4) 回答

質疑に対する回答は、令和7年10月2日(木)までに、共通事項については参加者全員に、個別事項については質問者へFAXもしくはメールにて担当者宛通知するが、この場合受け取った旨を連絡すること。

18. 参加資格審査

(1) 資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加申込書提出時又は提出後、以下の書類を提出すること。

- ① 参加資格審査申請書(様式3)及び添付書類一式
- ② 印鑑届(様式4)
- ③ 受託実績調査表(様式5)
- ④ グループ構成表(様式6)

(2) 提出期限

令和7年9月17日(水)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(3) 提出場所

上記14(1)の担当部局とする。

(4) 結果の通知

令和7年9月19日(金)までに資格審査結果通知書(様式7)により通知する。なお、参加資格がないと認められた者はその後のプロポーザルには参加できない。

19. 提案書

資格審査書類を提出し参加資格が認められた者は、次に掲げる事項を明記した提案書及び添付書類を提出すること。提案書の提出がない者の参加は認められない。

提案書の作成についての詳細は「提案書等の作成要領」による。

- (1) 提出書類(自由様式のものについては、(別紙)「提案書等の作成要領」により指定している事項を記載していれば、特に形式は問わないが、原則A4サイズに印刷すること。A3版を使用する場合は片面印刷としA4版に折り込むこと。)

- ① 企画提案書(提案様式1)
- ② 企画提案書表紙(自由様式)
- ③ 会社概要説明(自由様式・パンフレット可)

- ④ 受託実績(提案様式2)
- ⑤ 実施体制(自由様式)
- ⑥ 病院施設の施工に関する配慮(自由様式)
- ⑦ 施工後の管理、保証(自由様式)
- ⑧ 使用機器一覧表(自由様式)
- ⑨ 費用対効果(提案様式3)
- ⑩ その他独自提案(自由様式)
- ⑪ 見積書(自由様式)

見積上限額:1億4000万円(税込み) ※契約時の予定価格とするものではない。

(2) 留意事項

記載については「仕様書」の内容を満たすこと。また「【別紙】長崎県島原病院照明設備LED化整備事業公募型プロポーザル評価基準表」を参照すること。

(3) 提出期限

令和7年10月2日(木)午後5時必着

持参又は郵送(期限内必着のこと。)で行うこと。

(4) 提出場所

上記14(1)の担当部局とする。

(5) 提出部数

11部(1部を正本とし、残りは複写で可)。原則としてA4(左綴じ)で作成すること。

20.プレゼンテーションについて

(1) 通知

プレゼンテーションの日時については後日通知する。なお、プレゼンテーションに出席できないときは失格とする。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは提案書に基づき行い、「【別紙】長崎県島原病院照明設備LED化整備事業技術評価点の評価基準表」に記載している内容を中心に行うこと。また、提案内容はすべて実現可能なものであること。

21. 応募及び提出書類等に関する注意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却等

原則として提出書類は返却しない。また、本院は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。ただし、参加申込書及び添付書類並びに提案書及びその審

査・選定に関する文書は、長崎県病院企業団情報公開条例の規定により開示請求があった場合、開示する場合がある。

(3) 本院からの提供資料の取扱い

本院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 1応募者の複数提案の禁止

1応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更

提出された書類は変更を求めることができない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類は無効とする。

(7) 提出書類作成に用いる言語等

- ① 提出書類は原則として日本語で作成すること。なお、やむを得ず外国語で記載する場合は、日本語の訳文を付記するか添付すること。
- ② 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載すること。

22. 契約候補者の選定

(1) 選定方法

参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準表に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

最高得点者は、長崎県島原病院関係者から成る選定委員会を設置のうえ、各選定委員が採点(150点満点)した結果を合計した点数を評価点数とし、決定するものとする。

(2) 評価項目

「【別紙】長崎県島原病院照明設備LED化整備事業 技術評価点の評価基準表」のとおり。

(3) 参加が無効となる場合

参加申込書、提案書及びその他添付資料が次に該当する場合は、参加を無効とする。

- ① 提出期限が経過して到着した場合
- ② 故意に虚偽の記載がなされている場合

(4) 契約候補者の選定結果の通知

プレゼンテーション最終日から7日以内(土日・祝祭日を除く。)に行う。

23. 契約方法

(1) 上記22の選定終了後、発注者は選定された最高得点者と別途協議を行い、協議が整った場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約により契約を締結する。

(2) 選定された最高得点者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。